

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界2022年度案件別外部事後評価パッケージ  
II-4（ネパール、フィリピン、東ティモール）  
(QCBS)

調達管理番号： 22a00125

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下 JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2022年7月13日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年7月13日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界2022年度案件別外部事後評価パッケージ II-4

(ネパール、フィリピン、東ティモール) (QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。(全費目課税)

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2022年9月～2023年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)、

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成ください。

担当者メールアドレス : [Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp](mailto:Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp)

- (2) 事業実施担当部  
評価部 事業評価第一課

- (3) 日程  
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問締切	2022年7月27日 12時
2	質問への回答 7月20日までの受領分	第1回 回答日 2022年7月25日
3	質問への回答	第2回(最終)回答日 2022年8月1日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
5	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2022年8月5日 12時
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2022年8月23日 14時
8	評価結果の通知日	2022年8月29日
9	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

- (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

- (2) 利益相反の排除

本項目については別添「事後評価業務における排除者条項」を参照。

- (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て

の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料  
(同記載資料のうち、2) 配布資料 (JICA 評価部で配付のもの。該当案件のみの資料も含む) を除く)
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口

([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当者メールアドレス)

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### (2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### (3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに JICA ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限： 上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、上記4. (3) 日程の提出期限日までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：22a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

（6）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2）同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3）虚偽の内容が記載されているとき
- 4）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 9. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

## 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

#### ① 業務管理体制及び若手育成加点

業務管理体制及び「若手育成加点」は適用しません。

### 3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は、以下の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

日時：上記4.（3）日程参照

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。



## 【事後評価業務における排除者条項】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません<sup>2</sup>。
  - ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
  - ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
  - ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
  - ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

## 【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。
3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TOR から生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。
4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。
5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の軽減・防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。
6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

## 【利益相反の補足的説明】

上記1. ①～④に該当する業務に従事していても、それが評価の中立性・独立性に影響を与えないと認められるときは、排除者条項の適用が除外される場合があります。該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の軽減・防止策などについて（従

---

<sup>2</sup> 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて)、7月29日(金)12時までに、評価部事業評価第一課宛 ([evtel@jica.go.jp](mailto:evtel@jica.go.jp)) に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の軽減・防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

混乱を避けるため、利益相反の判断が困難な場合には、上記期限までに評価部事業評価第一課宛 ([evtel@jica.go.jp](mailto:evtel@jica.go.jp)) に照会下さい。ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係 (*2)	利益相反の軽減・防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の総括・該当案件の担当(評価者)は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報のファイアウォールを設ける。
②、③、④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援(ロジスティックサポート)を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断(セミナーの成果)とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/Vの一員(A社)がX事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は総括・担当者ともにJVを構成するB社が担う。 <u>その際、A社とB社で情報共有を行わない。</u>

(\*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(\*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(\*3) 利益相反の軽減・防止策は具体的に体制、情報の授受の方法等について計画し、JICA に提示願います。

以上

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界2022年度案件別外部事後評価パッケージ II-4（ネパール、フィリピン、東ティモール）（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、有償資金協力（円借款）事業については原則事業完成2年後までに実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

### 第3条 業務の目的と範囲

本業務は、2022年度外部事後評価として、DAC評価6基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

	国名	スキーム	案件名
1	ネパール	技術協力	ネパール地震復旧・復興プロジェクト
2	ネパール	無償	ネパール地震復旧・復興計画
3	フィリピン	技術協力	バンサモロ包括的能力向上プロジェクト
4	東ティモール	無償	ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画

※誰一人取り残さない（Leave No One Behind、以後LNOBとする）にかかる詳細分析を含む案件：No.1（ネパール）、No.4（東ティモール）

※ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件：No.1（ネパール）、No.3（フィリピン）

※「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件：No.3（フィリピン）

### 第4条 業務の実施方針及び留意事項

- (1) 調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）<sup>3</sup>及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- 外部事後評価レファレンス（2022 年度版）<sup>4</sup>
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- JICA 事業評価ガイドライン（第 2 版）<sup>5</sup>
- JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 2.0）<sup>6</sup>
- 紛争影響国・地域の事業評価の手引き（JICA 内部資料）（2013 年版）<sup>7</sup>

## （2）安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。新型コロナウイルスの影響や治安上の理由により、現地への渡航が難しくなった場合は、状況に合わせて業務方針を見直すこととする。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり<sup>8</sup>。

### 1）ネパール：ネパール地震復旧・復興プロジェクト

- ・原則、以下に示す関係省庁、及び優先緊急復興事業（Quick Impact Projects、以下 QIPs）（25 事業、シンドパルチョーク郡又はゴルカ郡）<sup>9</sup>の全サイトの現状把握を行うことを想定するが、QIPs（25 事業）はサイト数が多いため、「第 5 条（5）1）の詳細分析で取り上げている 3 つの QIPs（QIP-18 女性組合形成強化プロジェクト、QIP-19 女性を対象としたヤギ飼育による生計回復プロジェクト、QIP-21 メイズ生産改善プロジェクト）を含む 10 事業については、業務従事者による踏査を想定しており、他の事業については現地調査補助員による情報収集も可とする。<sup>10</sup>具体的には、復興庁、都市開発

<sup>3</sup> 評価 6 基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について提案すること。

<sup>4</sup> <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> よりダウンロード可（外部事後評価レファレンス（2022 年度版）は 7 月下旬に掲載予定のため、2022 年度版については、第 3 章 2(3)2) のとおり、JICA 評価部へ配付依頼すること。）

<sup>5</sup> 同上

<sup>6</sup> 同上

<sup>7</sup> 改訂案の試行対象案件については、契約時に追加内部資料を別途配布予定。プロポーザルは配布資料（2013 年度版）にて提案すること。

<sup>8</sup> 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修正されることとなります。

<sup>9</sup> QIPs の全 25 事業については、以下「ネパール地震復旧・復興プロジェクト ファイナルレポート（成果 4）和文要約」の優先緊急復興事業（QIPs）の実施状況（p.211-216）参照。工事/活動開始日に「キャンセル」と記載のあるものを除く全 25 事業を対象とする。

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12339750.pdf>

<sup>10</sup> 業務従事者の踏査は 10 事業程度を想定しており、25 事業の業務従事者と現地調査補助員の調査方法についてはプロポーザルにて提案すること。なお、業務従事者が踏査する 10 か所のうちの 7 か所については、シンドパルチョーク郡、ゴルカ郡から半々程度選定とし、その選定方法についてもプロポーザルで提案すること。その際に、QIPs の形成方針であ

省（都市開発建設局を含む）、連邦・地方開発省、財務省、内務省、インフラ・運輸省、教育省、保健省、カトマンズ盆地開発公社、シンドパルチョーク郡およびゴルカ郡政府については、業務従事者あるいは現地調査補助員が踏査して情報を収集する。なお、JICA ネパール事務所では、2022 年度内にフォローアップ調査（アセスメント）を実施予定であり、その調査結果を現状把握の参考とすること。<sup>11</sup>

- ・上記を通じて、各種計画の位置づけ及び実施状況（成果 1：各種計画の策定）、耐震建築ガイドラインに沿った住宅及び学校数（成果 2：耐震建築・構造物の普及促進）、優先緊急復旧事業（QIPs）の効果発現状況（成果 4：優先緊急復旧事業（QIPs）の形成および実施）等を確認する。
- ・成果 3 の優先復興事業（プログラム無償）の形成については、優先復興事業計画（プログラム無償）の抽出及び優先復興事業計画（プログラム無償）の設計および概算レベル積算は本事業の成果として確認するが、それ以降の成果 3（優先復興事業の形成）に係る成果は「ネパール地震復旧・復興計画」で確認する<sup>12</sup>。
- ・本事業については、契約締結後に配布する JICA 内部資料「開発計画調査型技術協力の事業評価について」の視点を参照して評価方針を作成すること。
- ・事後評価に用いる指標 として事前評価表に記載の以下を参考とすること。
  - ✓ 活用の進捗度 ①本事業において策定したカトマンズ盆地強靱化計画及び地方郡復旧・復興ランドデザインがネパール政府の政策として承認される。②耐震建築ガイドラインがネパール政府のガイドラインとして承認される。③本事業において実施される QIPs の概要が整理される。
  - ✓ 活用による達成目標の指標 ①カトマンズ強靱化計画及び地方郡復旧・復興ランドデザインに基づき提案されたプロジェクト件数及び開始されたプロジェクト件数。②耐震建築ガイドラインに基づき建設された住宅及び学校数③ QIPs の実施件数。
  - ✓ 能力開発 ①国別研修又は本邦招聘参加者数 ②耐震住宅建設にかかる研修受講者数
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、フィリピン国台風ヨランダ災害復旧・復興プロジェクトから得られた教訓を活かして本事業を実施する点が明記されている。本事業では、実際にどのように対応されたかを確認する。
- ・また、本案件では多様な受益者が想定されており、特に成果 4 の優先緊急復興事業（QIPs）の形成・実施については、社会的弱者への復興に寄与することが QIPs 形成方針の一つとして明記され、具体的に取り残されやすい受益者として女性が想定されていた。事業効果の発現状況について、定性調査を行い検証する。詳細は第 5 条（5）の 1）に記載のとおり。

## 2）ネパール：ネパール地震復旧・復興計画

る、「日本の教訓・技術を復旧・復興に繋ぐ」「社会的弱者の復興に寄与する」「より強い行政・コミュニティ施設の再建及び防災能力強化」という 3 つの観点を網羅するように提案することとする。なお、これら 10 カ所程度の業務従事者の踏査対象サイトについては、契約後に発注者と受注者との協議の上、決定する。

<sup>11</sup> 2022 年 6 月時点ではまだ調査が開始していません。詳細は調査開始後に情報共有予定です。

<sup>12</sup>「ネパール地震復旧・復興計画」の成果は、「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」にて、案件形成（対象事業の抽出及び、設計、概算レベルの積算）を実施した、パロパカル産婦人科病院及びビル病院の再建、チョータラ市導水システムの再建、バラキローバルバック道路橋梁の整備である。

- ・原則、業務従事者が以下の3つのサブプロジェクトの全サイトの現状把握を行う。業務従事者が現地補助員とともに踏査、インタビューを行い、活用状況を把握すること。
  - ① パロパカール産婦人科病院及びビル病院再建計画（実施機関：保健人口省）（カトマンズ市）
  - ② チョータラ市導水システム改善計画（シンドパルチヨーク郡）（実施機関：水衛生省上下水道局）
  - ③ バラキローバルパック道路橋梁建設計画（ゴルカ郡）（実施機関：インフラ・運輸省 道路局）
- ・本事業で建設・機材供与したコンポーネントにつき、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）、事後評価時点で予算や技術は十分かどうか等について確認する。
- ・本事業の有効性については、事前評価表に記載のある定量的効果について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認する。また定性的効果については、本事業を実施した結果として、支援対象施設の公共サービスの質及び防災力の向上、同地域の持続的な社会・経済開発、「より良い復興（Build Back Better）」の実現への寄与について考察する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、フィリピン国台風ヨランダ災害復旧・復興計画から得られた教訓を活かして本事業を実施する点が明記されている。本事業では、実際にどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、広くサブプロジェクト対象地域の住民が想定されるが、導水管の再建など受益者を特定することが難しい本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者を指定して分析することはしない。

### 3) フィリピン：バンサモロ包括的能力向上プロジェクト

- ・本事業は、紛争影響国の事業評価の手引きを活用し、選定したサイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともにコタバト市内の関係機関を踏査する（必要に応じて現地調査補助員の活用を認める。また、治安悪化に伴い安全管理部の承認が下りない場合は遠隔調査に切り替える）。マギンダナオ州キャンプ・アブバカールについては、業務従事者による直接踏査はせず、現地調査補助員を介して情報収集を行う。バンサモロ暫定移行政府（Bangsamoro Transition Authority: BTA）、バンサモロ開発庁（Bangsamoro Development Agency : BDA）、地方自治体（Local Government Unit: LGU）、バンサモロ・リーダーシップ・マネジメント協会（Bangsamoro Leadership Management Institute : BLMI）、フィリピン稲作研究所（Philippine Rice Research Institute: PhilRICE）、農業研修所（Agricultural Training Institute: ATI）、その他フィリピン政府機関の関係者に加えて、可能であれば、和平プロセスにおいて解消された組織（Bangsamoro Transition Commission : BTC/バンサモロ移行委員会、Autonomous Region in Muslim Mindanao: ARMM/ムスリム・ミンダナオ自治地域政府等）の元職員に対して、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・本事業にはPDMが二つ存在しており、CCDP-BとCCDP-Aと呼ばれる。両者とも数々の変更がなされたが、それぞれの最新版であるPDM3（CCDP-B）とPDM3（CCDP-A）に基づいて有効性・インパクトの評価を行うものとする。

- ・CCDP-Bの有効性については、プロジェクト完了時点でのアウトプット（①ガバナンスの基礎構築、②公共サービス提供・コミュニティ開発の強化、③経済促進）とプロジェクト目標（バンサモロ自治政府への移行プロセスが促進される）の達成度を、PDM3で設定されている指標を用いて確認する。
- ・CCDP-Aの有効性については、プロジェクト完了時点でのアウトプット（①ARMM及びLGUの人材及び組織強化、②特定セクターでの公共サービスの提供が改善される、③選定された製品の促進を通じて地場産業を申告する環境が改善される）とプロジェクト目標（ARMMの組織改革プロセスが促進される）の達成度を、PDM3で設定されている指標を用いて確認する。
- ・インパクトについては、事後評価時点での上位目標（バンサモロ自治政府の基盤が構築される）の達成度について、PDM3（CCDP-B）で設定されている指標を用いて確認する。PDM3（CCDP-A）では上位目標が設定されていないので、CCDP-Aについては上位目標達成の確認は行わない。特に、事業完了直前にBTAの設立が実現し、主な事業対象であるARMMとBTCが消滅したが、その際にバンサモロ自治政府の新体制へ事業成果、ナレッジが適切に引き継がれることによって、結果として本事業が新体制の基盤構築に貢献できたかどうかを分析する。長期的な視点として、行政サービス向上、信頼醸成、平和の定着への寄与があったか、または見込まれるかどうかについても検討し、ポジティブなインパクトが確認できた場合は評価判断に加味する。
- ・特にマギンダナオ州キャンプ・アブバカール及び周辺コミュニティで実施した、陸稲や野菜栽培の技術を通じて対象コミュニティの生計向上を図るサブプロジェクト（Upland Rice-based Farming Technology Transfer Program for the Bangsamoro : URTP-B）については、同地域に必要な農業技術支援や最新の技術支援が届いたかどうか、効果発現や継続状況について現地調査補助員による踏査と住民インタビューを通じて確認する。
- ・その他、同マギンダナオ州で実施された農民への生計向上を目指すサブプロジェクト（Livelihood Improvement for the Transformation of Underserved Population : LIFT-UP）、ARMM地域外の市場とのネットワークやリンケージの構築を目指した市場志向型地場産業振興サブプロジェクト（Market Driven Local Industry Promotion : MDLIP）については、支援当時/事後評価時点において、開発促進や地域の安定にどのように貢献したか/しているかについて、関係者から情報を収集する。
- ・加えて、本事業は平和の配当を迅速に目に見える形で実現し、かつ和平プロセスの関係者間の信頼を醸成するため、特に長年紛争の影響を受けた貧困地域20カ所において、クイック・インパクト・プロジェクト（QIP）を実施した。QIP実施によって発現した効果、実施基盤となったコミュニティの組織、施設が継続しているかどうか、数カ所において関係者から情報収集を行うことにより分析する。
- ・また、本事業はバンサモロ自治政府の地域開発計画の策定を支援し、終了時評価時点で優先プロジェクトの中からいくつかのプロジェクトは計画・実施に移されていた。これらのプロジェクトの実施状況や事業効果についても情報収集し、整合性のレーティングに加味するものとする。
- ・本事業はガバナンス、コミュニティ開発、経済振興と幅広い活動を行っているため関係者も多く存在しており、その調整のためアプローチに様々な工夫があったものと思われる。また、治安・政治情勢の変化によって想定した前提条件

が崩れ、事業の大幅な延長と建付けの変更が行われた。こうした治安・政治情勢の変化によるプロジェクトへの影響は外部要因として取り扱う。一方、流動的な情勢の中での柔軟な対応とアプローチの適切性につき考察し、示唆を得るものとする。

- ・本事業は 40 年以上に及ぶ紛争の影響でフィリピン国内でも貧困率が高く、基礎的社会サービスやインフラの不足などの課題を抱えているミンダナオ島の南西部・中部ミンダナオにおける住民の生計向上、自治政府の基盤構築を目指した案件であり、最終受益者として行政官と住民が想定される。したがって本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、受益者全体への効果の発現状況を中心的に確認することとする。一方で、パイロットサイトの選定にあたり、イスラム教徒のみならず、キリスト教徒や先住民、紛争の影響を受けた人々などが適切に裨益対象者に含まれていたかについても確認する。
- ・本事後評価においては「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」を活用して評価を行う。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には「ARMM 行政能力向上支援プロジェクト」の終了時評価での教訓を踏まえた事業の実施が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する
- ・なお、本従事者はミンダナオの和平プロセスについて、これまでに締結された和平合意等の内容等も含めプロポーザル提出時点で詳細に把握していることが必要であり、また、本事業評価の過程で関係者のバックグラウンド等に細心の注意を払い紛争を助長することがないように十分に配慮がすることが必要である。

#### 4) 東ティモール：ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（ディリ県ディリ地区）の現状を踏査して情報収集をする。東ティモール港湾公社については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・整備した港については、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- ・本事業の整合性については、港湾公社の人材育成支援を行っている GIZ と連携しつつ、事業の実施を通じて、同局職員の技術向上を当国政府に働きかけるとされていたため、連携により相乗効果が発現しているか確認する。
- ・有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある定量的効果（①フェリーの接岸可能時間（時間／日）、②旅客数（人／年）（アタウロ航路、オエクシ航路）および、定性的効果に記載の「①客乗降時の安全性を確保しながら、効率的な旅客・貨物輸送の運用が可能となる。」「②潮位に影響されずに常時安全な接岸が可能となる。」「③2 隻同時接岸が可能になり、フェリーの運航スケジュール立案の自由度が増し旅客の需要に柔軟に対応可能となる。」について確認し「飛び地・離島へのアクセス向上」「海上輸送拡大を通じた経済活動の促進」にどう寄与しているか確認する。
- ・本案件は「JICA 環境社会配慮ガイドライン」カテゴリ B 案件に該当し、工事中及び供用開始後、施工業者及び東ティモール港湾公社が大気・水質等に



ついてモニタリングすることとなっていた。環境社会配慮ガイドラインに沿った対応が行われたかどうかの確認及び正負のインパクトの確認を行う。

- ・なお、本案件の最終受益者として、フェリーの旅客が幅広く想定されるが、その中でも特に子ども、高齢者、障害者については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。取り残されやすい受益者へも公平な裨益が発現されたか、定性調査を行い検証する。詳細は第5条(5)の3)に記載のとおり。

### (3) ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員<sup>13</sup>を確保すること。

- 実施機関や JICA 事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

### (4) 評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- 評価方針の確定 (25 営業日)
- 事前事後比較表の確定 (25 営業日)
- 評価報告書の最終確定 (30 営業日)
- 評価報告書 (英文) の確定 (25 営業日)

### (5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「外部事後評価報告書・記載要領 Ver. 2」に基づいた記述とすること。

## 第5条 調査の内容

### (1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要 (現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要) 等を記載した実施機関向け資料 (現地説明用資料 (英文) を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

### (2) 評価方針の作成

<sup>13</sup> 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲 (業務従事者の現地不在期間中のフォローアップ等を含む) 等については、プロポーザルにて提案してください。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましいと考えます。

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス（2022年度）に基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る<sup>14</sup>。

### （3） 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票（英文）を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

### （4） 評価に必要な情報の収集・整理（現地調査）

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。

### （5） 定性調査／定量調査

（4）にて収集した情報に基づき評価判断を行うことを原則とするが、設定された指標の検証を行うために追加的な調査として以下の定性調査を行う。本定性調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。住民選定は、男女比、年齢層が平均的に分散するように考慮しつつランダムに行う。

- 1) ネパール「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」※LNOBにかかる調査
  - ・本案件においては多様な受益者が想定されており、特に成果 4 の優先緊急復興事業（QIPs）の形成・実施については、社会的弱者への復興に寄与することが QIPs 形成方針の一つとして明記され、具体的に取り残されやすい受益者として女性が想定されていた。こうした背景を踏まえ、本事後評価においては、成果 4 の QIPs の選定・形成、実施について、2021 年度テーマ別評価「” Leave No One Behind” 実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」最終報告書内に記載されている各評価項目の評価設問を参考とし、全 25 件<sup>15</sup>の QIPs のうち、以下の 3 件（表 1）について、QIPs の実施が女性・貧困層を取り残さない復興に寄与していたか詳細分析を行う。

<sup>14</sup> 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

<sup>15</sup> ファイナルレポート 要約 9 にリスト化されている QIPs (QIP-1 から QIP-27) のうち、キャンセルされなかったものの合計

(表 1) 詳細に事業効果を確認する 3 つの QIPs

番号	名称
QIP-18	女性組合形成強化プロジェクト
QIP-19	女性を対象としたヤギ飼育による生計回復プロジェクト
QIP-21	メイズ生産改善プロジェクト

- ・有効性・インパクトについては、客観的に検証可能な指標として記載されている内容に基づき、受益者へのインタビューを通じて、QIPs の事業効果について詳細に確認する。受益者のうち、一部の受益者が事業効果から取り残されていると考えられるケースにおいては、その要因についても当事者の意見を確認し、立案時に実際に行われた検討事項が十分であったかを分析する。また、受益者が事業効果から取り残されていないと考えられるケースにおいては、どのような工夫やリスク回避方法が取られていたかを事業関係者や既存資料から確認し、その方策が十分であったか、適切な方法であったかについて当事者の意見も確認する。
- ・持続性に関しては、評価設問に沿って、今後も特定の受益者が取り残されない見込みとなっているか、当事者の意見も含めて確認をする。
- ・それぞれの QIP につき、当事者インタビューの対象人数は 5 名程度を想定する。他の受益者、第三者へも情報収集を行い、結果のトライアングレーションを行うこと。最終的には、今後の類似案件における QIPs 形成・実施・維持管理において、事業効果から取り残される受益者が生じないようにするための教訓を抽出する。分析結果は、有効性・インパクトの項目内の、成果 4 の確認の一部として記載する。
- ・本詳細分析に要する業務量の目安として、現地調査補助員 6 人日分程度を、通常の住民インタビューに追加となることを想定している。

## 2) フィリピン「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」

調査範囲：現地調査補助員がマギンダナオ州のキャンプ・アバカールの URTP-B 対象コミュニティを訪問する。インタビュー対象者は、民族構成も含め、男女比、年齢層が平均的に分散するように考慮する。約 20 世帯を選定し、インタビュー調査を行う。

調査内容：生計向上、行政への信頼、平和

## 3) 東ティモール「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」※LNOB にかかる調査

- ・東ティモール「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」について、多様な受益者が想定されており、事業策定段階から、子ども、高齢者、障害者にとって利用しやすいものとして、乗降時の高低差をなくすことが記載されている（事前評価表 p.3）。また、準備調査において、11 歳から 20 歳の利用者 18 名、60 歳以上の利用者 2 名を含む利用者 100 名へのヒアリング調査が実施された（準備調査報告書 5 参考資料 5-1 フェリー利用者ヒアリング調査結果）。ヒアリングの中では、回答者 100 名中、41 名が乗降時に危険を感じると回答している。

- ・こうした背景を踏まえ、本事後評価においては、定性的効果の「客乗降時の安全性の確保」について、子ども、高齢者、障害者の利用者とそれ以外の利用者において、効果の異質性が生じていないか、ヒアリング調査を通じて確認する。ヒアリングにおいては、高齢者、子ども、障害者計6名、その他の受益者6名、利用者の乗降案内を担当している職員2名程度をインフォーマントとすることを想定する。男女間でニーズの違いがある可能性もあることから、ヒアリング対象者について、可能な範囲で男女双方の意見を聞き取れるよう工夫すること。一部の受益者が事業効果から取り残されていると考えられるケースにおいては、その要因についても当事者の意見を確認し、立案時に実際に行われた検討事項が十分であったかを分析する。また、受益者が取り残されていないと考えられるケースにおいては、どのような工夫やリスク回避方法が取られていたかを事業関係者や既存資料から確認し、その方策が十分であったか、適切な方法であったかについて当事者の意見も確認する。最終的には、今後の類似案件において、事業効果から取り残される受益者が生じないようになるための教訓を抽出する。
- ・本分析を行うに当たっては、2021年度テーマ別評価「"Leave No One Behind" 実現に向けた社会的弱者に関する評価手法」最終報告書内に記載されている調査上の工夫を参照すること。本項目に関しての分析結果は定性的効果「客乗降時の安全性の確保」の確認結果として記載する。

## (6) 詳細分析

### 1) 「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」について

- ・事業開始時から終了時に至る間に発生した変遷に合わせて主体的な観点による振り返りを実施する。具体的には、関係者へのヒアリングを通じて、以下の点につき詳細な分析を行う。
- ・Built Back Better について、日本レベルの耐震基準を満たす住宅とするのか、ネパールで現実的な基準を適用するのか議論があった。(成果2：耐震建築・構造物の普及促進)現場でBBBを実現することについてのJICA関係者の努力に着目する。
- ・被災地が広範囲にわたり甚大な被害を出した災害であり、また多くのドナーが支援する中、JICAとしてどのようにサイト選定して、何を実施したのか、今後の復旧・復興事業に活かせる教訓を導き出す。
- ・汎用性のある学びが得られた場合には、今後の復旧・復興事業に活かせるとして教訓を導出するものとする。本項目に関しては、6基準に基づく評価判断に利用する場合は、評価部と確認の上で利用すること。また、インタビューの議事録は収集資料として提出すること。

### 2) フィリピン「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」について

- ・事業開始時から終了時に至る間に発生した変遷に合わせて主体的な観点による振り返りを実施する。具体的には、関係者へのヒアリングを通じて、以下の点につき詳細な分析を行う。
  - (起)プロジェクト開始時の環境(政治情勢や治安状況が流動的で、BTC関係者やARMM職員の将来的な位置付けなども含め、先が見えない中でのスタート)を、
  - (承)どのように克服しながら成果を上げていったか(PDMを二つに分け、ARMM職

員の行き先に関わらず事業効果が発揮できるよう工夫)、

- ▶ (転) 想定外の状況の変化にいかに対応したか(ママサパノ事件が起きて、法案審議がストップ。予定通り2016年までにバンサモロ基本法が成立せず、政権交代により廃案となる。基本法の知識向上等の活動から、行政サービス向上・生計支援等の活動へと大きな方向転換。PDMと事業期間の大幅な変更とそのために行った関係者との調整)、
- ▶ (結) 結果として何がもたらされたか。

- ・また、2018年法案可決後のセンシティブな情勢の中、新政府に対してこれまでの事業の成果をブリーフィングしに行く等、効果を引き継いでもらうための積極的な取り組みが行われた。主な事業対象であった ARMM、BTC の解消後も、それまでに作成した計画等が無駄にならないよう、活用を訴えかけた JICA 関係者の努力に注目する。
- ・汎用性のある学びが得られた場合には、今後の参考として教訓を導出するものとする。本項目に関しては、6 基準に基づく評価判断に利用する場合は、評価部と確認の上で利用すること。また、インタビューの議事録は収集資料として提出すること。

#### (7) 事前事後比較表(案)の作成

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定(事前)と事業実施後の現時点での実態(事後)を評価項目ごとに比較した事前事後比較表(案)(原則15ページ以内)を作成する。その際暫定的にレーティングを付与する。事前事後比較表(案)について、(発注者が開催する検討会において)発注者に説明し、承諾を得る。

#### (8) 暫定評価と協議

収集された情報を分析し、評価6基準に基づく暫定的な評価を行う。併せて提言・教訓の方向性を検討する。左記暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う。なお、実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。

#### (9) 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

#### (10) 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記(8)及び(9)を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

#### (11) 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(10)及び(11)の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。

#### (12) 評価報告書(案)の作成

上記（１１）までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則２０ページ以内の評価報告書（案）（和文）を取りまとめ、発注者の承諾を得る<sup>16</sup>。和文の承諾後、評価報告書（案）（英文）を最終化し、発注者の承諾を得る<sup>17</sup>。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも踏まえ最終化し、発注者の承諾を得る。

#### （１３） 教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（和文・英文）を作成する。

#### （１４） LNOB の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言

ネパール「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」（第５条（５）の１）参照）および東ティモール「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」の定性調査の実施（第５条（５）の３）参照）を踏まえ、LNOB の視点を反映した事後評価の実施方法や体制等の改善に向けた提言を整理し、書面に取り纏める。特に、以下（I）～（V）を含むものとする。

（I） 今回の調査の内容とその分析結果

（II） 評価実施における課題と改善案

- ・ 各案件で扱う範囲：定義設定や調査の規模など
- ・ 分析結果のレーティングへの反映方法についての提言案

（III） 今後のLNOB 詳細分析対象案件の選定にあたっての提言

（IV） 個別案件ごとの課題と改善案

東ティモール：定性的手法による効果の異質性の確認

ネパール：定性的手法による評価設問内容の検証

（V） その他 実施の際に直面した課題と改善案

#### （１５） 紛争影響国・地域の事業評価の手引きの活用提言ペーパー

上記第４条（１）フィリピン「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」で活用した紛争影響国・地域の事業評価の手引きについて、当該事後評価案件の評価分析結果を踏まえ、今後の事業評価における手引きの活用について、以下の点を含めた提言（和文）を作成する。本文 ２ ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容については、JICA と協議した上で作成する。

- 手引きを活用した評価において、特に情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
- 上記を踏まえて、手引きの更なる修正が必要と思われた箇所
- 今後の紛争影響国における手引き活用における提案

### 第 6 条 報告書及び提出物等

#### （１） 成果品

##### １） 評価報告書

- ・ 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。

<sup>16</sup> 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。

<sup>17</sup> 評価部の確認に 10 営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに 15 営業日が必要です。

- ・報告書の仕様は以下のとおりとする。最終報告書の記載方法等については、第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 配付資料／公開資料等を参照のこと。

提出様式：電子データ（PDF版・Word版：CD-ROM 3部）による提出。

提出期限：2023年10月下旬

## (2) 提出物

### 1) 収集資料

- ① 一次データ（定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など（ノンスコア項目に係る詳細分析のインタビュー議事録も含む（第5条（6）1）および2）を参照））
  - ② 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5枚程度（解析度 300～350dpi）<sup>18</sup>
- 2) 誰一人取り残さない（Leave No One Behind）の視点を反映した事後評価の改善に向けた提言ペーパー
  - 3) 「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用提言ペーパー
  - 4) 教訓シート（第5条（13）参照）

提出様式：1)～3) 電子データ（CD-ROM 1部）

4) は電子データ（メールに添付、上記 CD-ROM には含まない）

提出期限：上記（1）と同じ。

## 第7条 その他

### (1) 関係者との連絡

JICA との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に JICA から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関や JICA 事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

### (2) 安全管理

現地業務に先立ち、JICA の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事

<sup>18</sup> 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件が年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICA の原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

以上



## プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第4条(1)調査・分析の実施基準、脚注3 (P12)
2	業務従事者と現地調査補助員の調査方法について	第4条(2)安全配慮と現地調査範囲 1)ネパール：ネパール地震復旧・復興プロジェクト、脚注10 (P13)
3	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第4条(3)ローカルリソースの活用 脚注13 (P17)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験  
評価対象とする類似業務：事業評価に関する業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／プロジェクト評価1
- プロジェクト評価2

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.62 人月

## 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／プロジェクト評価1）】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：ネパール、フィリピン、東ティモール及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：プロジェクト評価2】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：ネパール、フィリピン、東ティモール及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2022年9月～2023年10月

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 11.90人月（現地：4.60人月、国内：7.30人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/プロジェクト評価1（2号）
- ② プロジェクト評価2（3号）
- ③ プロジェクト評価3

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料（全案件共通）※第1章6「資料の配付依頼」に該当のもの

- 【ひな型】評価方針\_事前事後比較表 Ver.2【スキーム別・和文】Ver.2
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver.2
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver.2
- 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver.2
- 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018年度改訂版）
- 紛争影響国・地域の事業評価の手引き（JICA 内部資料）（2013年版）  
※フィリピン案件のみ利用

#### 2) 配付資料（JICA 評価部で配付のもの。該当案件のみの資料も含む）

- ・ 外部事後評価レファレンス（2022年度版）

上述2)については、JICA 評価部 ([jicaev@jica.go.jp](mailto:jicaev@jica.go.jp)) へ連絡し入手してください。

### 3) 公開資料

- ・ 事業事前評価表 (全スキーム)  
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php> (案件名で検索)  
事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。
- ・ JICA 図書館にて公表されている報告書等<sup>19</sup>  
<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>  
(案件名またはキーワードで検索)

### 4) その他関連資料

- ・ JICA 事業評価ガイドライン (第2版)
- ・ JICA 事業評価ハンドブック (Ver. 2.0)
- ・ 別冊【2022】外部事後評価レファレンス  
[事業評価ガイドラインおよびハンドブック | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#) (各リンク先よりダウンロード可能)<sup>20</sup>
- ・ 事業評価年次報告書 2021  
[事業評価年次報告書 2021 | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

## (4) 安全管理

### 【ネパール】

- ・ 渡航前に、「ネパール国安全対策マニュアル」を熟読すること。
- ・ 国内陸路・空路移動について、極力日中の明るい時間に行うこと。
- ・ ネパール駐在者の国内移動については、「ネパール国安全対策マニュアル」を確認のうえ、必要に応じて国内移動届を事務所に提出すること。
- ・ 携帯電話を常に携帯し、充電を忘れず行い、通話可能な状態とすること。
- ・ 公共の場での目立つ服装、露出の多い服装は避けること。
- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所 (治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等) への訪問を最小限とすること。
- ・ 車両移動を行う際は、後部座席であっても必ずシートベルトを着用すること。
- ・ 夜間の外出は最小限に留めること (特に女性の夜間一人歩きは避ける)。
- ・ 空港の出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とすること。

### 【フィリピン (コタバト市)】

- ・ 原則渡航 2 週間 前までにフィリピン事務所に Travel Security Advisory (TSA) を申請する。その際に、渡航先の位置がわかる地理情報も必ず添付すること。

<sup>19</sup> 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

<sup>20</sup> 外部事後評価レファレンス(2022年度版)は7月下旬に掲載予定のため、2022年度版については、第3章2(3)2)のとおり、JICA 評価部へ配付依頼すること。

- フィリピン事務所から提供された TSA に記載されているアドバイス（武装警護の要否を含む）、各都市での規制に従う。また、状況変化に応じた随時のアドバイスに従う。
- 渡航者は、渡航前に JICA 本部の実施する安全対策訓練及び講義、あるいは UNHCR が実施する「Safety in the Field」を受講することとする。
- コタバト市到着前に全渡航者はフィリピン事務所からセキュリティーブリーフィングを受ける。
- 活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行する。
- 車両による移動を基本とし、公共交通機関は利用しない。最高速度は時速 80km 程度とする。
- 移動は日の出～日の入までとする。原則 19 時から 6 時までの外出を禁止とする。
- 各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね 1 カ月を目安とする。
- コタバト市内、空港～コタバト市内、コタバト市内～キャンプ・ダラパナン間の移動は手配車両により、武装警備員の同行を必須とする。（公共交通機関は利用しない。）・都市間移動は原則的に幹線道路のみの利用とする。移動中は、警察・軍のチェックポイント、施設、車両には極力近づかない（武装警備の場合を除く）
- テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設等）への訪問は控える。
- 海岸付近（飲食店、宿舎、海上移動等）やデモ行進・集会への接近は避ける。
- 
- 日頃から行動パターン（移動時間、使用する道路や施設）を固定しない。・「テロ対策マニュアル」を遵守する。
- 各渡航者は、毎日 17 時に安全確認報告をフィリピン事務所案件担当者に行う。
- 渡航者は携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時、連絡が取れるようにする。
- 宿泊は CGDP コタバト・プロジェクト・オフィス併設の宿舎もしくはフィリピン事務所が安全を確認したホテルのみとする。
- コタバト市へは空路のみの立ち入りとする。空港利用については、出発/到着ロビーにおける滞在時間は最小時間とする。
- 夜間の空港利用は避ける。

#### 【東ティモール】

- 渡航後直ちに事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- 単独の夜間外出は避ける。
- デモ行進や集会等不特定多数が集まる行事には近づかない。
- 国内移動には、各自で安全情報の収集に努めるとともに、不安がある場合は事前に JICA 事務所に報告・相談する。
- 渡航者は携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
- ディリ市内での夜間移動は借上げ車両またはブルータクシー（24 時間電話呼び出し可）を利用する。
- 自転車運転時はヘルメットを着用する、バイクの運転は認められない。

- 地方移動は原則午後5時まで、やむを得ない場合にも日没までには目的地に到着するよう計画、行動する。
- オフロードを車輛移動する際は、必ず複数台で移動する。特に悪路を走行する予定がある場合には、牽引ロープを車輛に配備する。
- 現在地の降雨が無くても河川上流の豪雨により短時間で河川が増水するため、雨季の車輛渡河は厳に慎む。
- JICA 事務所が安全状況を確認したホテルに滞在する。それ以外に宿泊する必要性がある場合は、必ず事務所の事前承認を得る。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 4見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

#### (2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 下表の区分で定額とある経費については、当該経費の金額をそのまま見積書に含めて計上してください。定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。また、定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額（消費税 抜き）	区分	費用項目		
					直接経費	一般業務費	雑費
1	フィリピン国内での衛星携帯電話の利用に係る費用	第3章プロポーザル作成に係る留意事項2. 業務実施上の条件(4) 安全管理	126,000円	定額			

- (4) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。
- (5) 外貨交換レートについて  
JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))
- (6) 旅費（航空賃）について  
参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
- 【ネパール】  
東京⇒バンコク⇒カトマンズ（タイ国際航空）  
東京⇒ソウル⇒カトマンズ（大韓航空）  
東京⇒クアラルンプール⇒カトマンズ（マレーシア航空）  
東京⇒シンガポール⇒カトマンズ（シンガポール航空）
- 【フィリピン】  
東京⇒マニラ（日本航空、全日本空輸、フィリピン航空）
- 【東ティモール】  
東京⇒シンガポール⇒ディリ（シンガポール航空）  
東京⇒デンパサール⇒ディリ（ガルーダ・インドネシア航空）
- また、全渡航回数6回（ネパール2回、フィリピン2回、東ティモール2回）を想定していますが、各業務従事者の渡航回数は競争参加者が提案してください。
- (7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。  
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。
- (8) 紛争影響国（フィリピン・ミンダナオ地域（M I L F 紛争影響地域））の現地業務分のみ、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象とし、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

## 5.その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価表

### プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 50 )
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20
(3) 要員計画等の妥当性	10
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 40 )
<b>(1) 業務主任者の経験・能力</b>	( 27 )
	業務主任者 のみ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／プロジェクト評価1</u>	( 27 )
ア) 類似業務の経験	10
イ) 対象国・地域での業務経験	3
ウ) 語学力	4
エ) 業務主任者等としての経験	6
オ) その他学位、資格等	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： プロジェクト評価2</b>	( 13 )
ア) 類似業務の経験	7
イ) 対象国・地域での業務経験	2
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	2



## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 業務地 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から  
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
  - (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
  - (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
  - (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### （監督職員等）

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。
- (1) 監督職員 : 評価部事業評価第一課の課長
  - (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約約款の変更）

- 第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
- (1) 第14条 契約金額の精算  
第6項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

- 第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
- (1) 第9条 業務関連ガイドライン  
「(1) 業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）  
(2) コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」

(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2020 年 4 月) 」を削除し、  
「(1) 業務実施契約における契約管理ガイドライン (2021 年 12 月)  
(2) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月) 」を挿入する。

(2) 第 27 条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

#### 【オプション 1 : 部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第 1 回部分払 : 第〇次中間報告書の作成  
(中間成果品 : 第〇次中間報告書)
- (2) 第 2 回部分払 : ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品 : ドラフトファイナルレポート)

#### 【オプション 4 : 12 ヶ月を超える履行期間となる場合】

(前金払の上限額)

第●条 本契約については、業務実施契約約款第 16 条に規定する前金払については、同条第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の〇〇%を限度とする。
- (2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の●●%を限度とする。
- (3) 第 3 回 (契約締結後 25 ヶ月以降) : 契約金額の◎◎%を限度とする。

#### 【オプション 5 : 契約履行期間が 12 ヶ月を超え、部分払の後に前金払を行う場合】

(前金払の上限額)

第〇条 本契約においては、業務実施契約約款第 16 条に規定する前金払については、同条第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第 1 回 (契約締結後) 前金払 : 契約金額の●●%を上限とする。
- (2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) 前金払 : 契約金額の〇〇%を上限とする。
2. 前項第 1 号に規定する第 1 回前金払については、次条第 1 項第 1 号に規定する第 1 回部分払に先行して請求するものとし、当該部分払の請求を行った後の第 1 回前金払の請求は認めない。
3. 第 1 項第 2 号に規定する第 2 回前金払については、次条第 1 項第 2 号に規定する第 2 回部分払に先行して請求するものとし、当該部分払いの請求を行った後の第 2 回前金払の請求は認めない。

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務につ

いては、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成

(中間成果品：第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

2 前項第1号に規定する第1回部分払については、第17条第7項の規定にかかわらず、次の式により算出した金額を部分払金の上限とする。

【第1回部分払の契約金相当額】×9/10 - 【第1回前金払支払額】

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

にある「契約約款」に示すとおりとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示すとおりとします。